

令和7年

行方市農業委員会

# 第1回総会会議録

(令和7年1月24日)

令和7年1月24日 行方市農業委員会第1回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

## 1 本日の会議に付した議案

議案第1号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第4号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定について
報告第1号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について
報告第2号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第4号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

## 2 本日の出席委員

1番 一村 栄	2番 豊村 由貴	3番 大原 一美
4番 野口 浩	5番 木村 守	6番 阿部 力男
7番 飯島 清	8番 関口 順一	9番 谷田川 栄
10番 近藤 芳子	11番 茂木 孝	12番 橋本 清
13番 横瀬 忠美	14番 本澤 政雄	15番 風間 啓次
16番 小沼 正二	17番 郡司 正彦	18番 椎名 勇
19番 高塚 利英		

### 本日の出席推進委員

1番 深澤 泉	2番 平山 正	3番 金田 景行
4番 宮寄 春樹	5番 箕輪 澄子	6番 森山 正一
7番 小澤 信一	8番 山崎 雄一	9番 一條 克之
10番 小嶋 得男	11番 横田 俊信	12番 宇井 勝之
13番 野原 賢一	14番 川島 隆道	15番 石田 充春
16番 千ヶ崎 敏男		

3 本日の欠席委員                   なし  
本日の欠席推進委員               なし

## 4 議事内容

事務局	(議長の選出)
	これから総会を開会いたしますが、事前に資料の準備のほうをお願いいたします。それでは、議事日程に入ります。

議長につきましては、農業委員会規則第5条第1項によりまして、椎名会長に議長としての議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(委員の出席状況) (開会宣言) 午後 3時00分

議長 それでは、早速資格審査報告です。  
ただいまの出席委員は19名、欠席委員はゼロなので、定数に達しておりますので、令和7年行方市農業委員会第1回総会を開会いたします。

(会議録署名人の指名)

議長 日程第1、会議録署名人の指名について、議長において次のように指名いたします。  
11番茂木 孝委員 12番橋本 清委員。

(書記の任命)

議長 次に、日程第2、総会書記の任命については、事務局の稲田事務局長補佐、箕輪係長を任命します。

(会期の決定)

議長 次に、日程第3、会期の決定であります。本日の総会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議長 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

(経過報告)

議長 次に、日程第4、経過報告について事務局より説明願います。

事務局 経過報告につきまして、私から報告させていただきます。経過報告書に基づきまして説明をさせていただきます。

1月16日でございます。農業施策に関する要望書の提出ということで、麻生庁舎におきまして、会長、農地・農政部会長、事務局の出席によりまして農業施策に関する要望書の提出、内容としまして、太陽光発電設置に関する条例の制定の要望について、してきてまいるところでございます。

あと、本日でございます。第1回総会ということで、現在開催しているところでございます。

以上でございます。

(議案の審議)

議長 本日の議事は、別紙議事日程のとおりです。

(議案第1号)

議長 それでは、日程第5、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題

事務局	<p>といたします。事務局より説明願います。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和7年1月24日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。</p> <p>案件につきましては第10項までとなっております。</p> <p>事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。</p> <p>なお、第1項から第10項におきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>1項ごとに審議をいたします。</p> <p>1項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。</p>
16番	<p>16番、小沼です。これは椎名会長の案件でございます。</p> <p>第1項の調査報告をします。</p> <p>調査には、野口委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。</p> <p>譲受人は、行方市小高在住56歳の農業の男性です。譲渡人は、行方市富田在住66歳無職の男性です。申請理由は農業経営の規模拡大と経営の安定を図る。区分は売買による所有権移転です。受人によると、渡人から畑を買ってもらえないかという相談を受けて、今回の申請になりましたそうです。以前からこの畑は受人が耕作しており、農機具もそろっており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議長	<p>異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。</p>
議長	<p>次に、第2項の調査員より調査の報告を求めます。7番、飯島委員。</p>
7番	<p>7番、飯島です。2項について調査報告いたします。</p> <p>この案件につきましては、風間・関口委員、千ヶ崎推進委員さんと共に調査してまいりました。</p> <p>譲受人は、市内捨木在住の74歳の男性の方です。渡人の方、市内芹沢在住の67歳の会社員の男性でございます。受人につきましては、田、畑合わせて48万6,972平米、水稲、野菜、ジャガイモ等を栽培する専業農家でございます。申請事由は、記載のとおり、農業経営の拡大・充実のためです。区分は売買による所有権移転でございます。農業従事日数は300日以上と、今回権利の設定を申請している場所につきましては、自宅から1.7キロのところでございます。農機具もそろっており、取得に目的は農業経営の拡大・充実ということで、調査の結果、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>調査の結果は、自宅から1.7キロ、農機具等もそろっており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全員	<p>異議なし。(全員一致)</p>

議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。12番、橋本委員。
1	2番	橋本です。3項の調査報告をします。 なお、この案件については、一村委員、金田・宮寄両推進委員の協力の下、調査してまいりました。 譲受人は、市内蔵川在住の40歳代の農業の男性です。譲渡人は、公益社団法人茨城県農林振興公社です。目的は、農業経営の規模拡大を図るためです。場所は、白浜地内の水田2筆です。面積は合計5,304平米です。譲受人は、現在7万4,430平米の水田、畑を経営しています。従事日数は300日です。対象の場所は自宅から3キロの場所です。区分は、売買による所有権の移転です。農機具等は父親が所有のものを使用する予定です。調査の結果、何ら問題ないものとして調査してまいりました。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。以上。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。1番、一村委員。
1	1番	1番、一村です。第4項について報告いたします。 この案件は、橋本委員、金田推進委員、宮寄推進委員の協力を得て行いました。 譲受人は、籠田在住の60代の男性の方。譲渡人は、公益社団法人茨城県農林振興公社です。申請事由は、農業経営の規模拡大のためで、区分は売買による所有権移転です。譲受人は、現在、水稻を中心に耕作を行っており、農機具も一通りそろっております。今回取得しようとする土地は、家から車で5分かからないところであり、問題なく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、申請地は自宅から5分、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。2番、豊村委員。
2	2番	2番、豊村です。第5項について報告いたします。 調査は、木村委員、川島推進委員にご協力いただきました。 譲受人は、市内玉造乙在住の40代の酪農の男性です。飼料用のトウモロコシ3,503平方メートルを作付しております。譲渡人は、公益社団法人茨城県農林振興公社です。申請事由は、農業経営の規模拡大し、経営の安定を図るためで、区分は、売買による所有権移転です。農業従事日数も年間260日以上、農機具もそろっております。今回、権利を設定しようとする土地は、行方市緑ヶ丘の信号から西に100メー

		トルほどのところでは、調査の結果、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、年間従事日数260日、そして農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。19番、高塚委員。
1	9	19番、高塚です。6項について調査報告をいたします。 調査には、野原推進委員も同行して調査してまいりました。 譲受人は、市内手賀、農業の50代の女性の方。譲渡人は、やはり市内玉造甲在住の教師の50代の女性の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大、区分は、贈与による所有権移転となります。譲受人は、農業経営の規模拡大を考えていたところ、今回譲渡人より贈与の申込みのお話があり譲り受けることになったそうであります。お二人の関係は、縁故関係はございません。現在、譲受人は、夫婦で44アールを耕作、露地野菜作付、販売をしております。今回、譲り受けた農地は雑草等が生い茂っており荒れておりますが、農地に戻して耕作していくとのことでした。自宅より北東に1キロくらい、従事日数も200日、Uターンで就農したお二人ですので、今後とも応援したいと思います。許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、現在荒れ地になっており、その土地を頑張って農地として復元するということでした。許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。17番、郡司委員。
1	7	17番、郡司です。第7項の調査報告をいたします。 この案件については、宇井推進委員と共に調査してまいりました。 譲受人は、46歳、行方市荒宿に在住し、農業兼不動産業の方です。家族で20アールほど営農しております。譲渡人は、71歳、当市井上藤井に在住し、農業の方です。申請事由については、農業経営拡大で、区分は売買による所有権移転です。調査の結果、問題はないものと調査してまいりました。皆様のご審議、よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、何も問題もなく、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決をいたします。
議	長	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。17番、郡司委員。

1	7	番	<p>17番、郡司です。第8項の調査報告をいたします。</p> <p>この案件についても、宇井推進委員と共に調査してまいりました。</p> <p>譲受人は、69歳、銚田市柏熊に在住し、農業の方です。20アールほど営農しております。譲渡人は、74歳、行方市荒宿に在住し、農業兼会社役員の方です。申請事由については、農業経営の規模拡大です。区分は、売買による所有権移転になります。譲受人は、自宅より20キロくらいで、時間的には30分程度のところになります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。</p>
議	長		<p>調査の結果は、自宅から20キロ、30分、何の問題もなく許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員		<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長		<p>異議なしと認め、8項は原案のとおり可決をいたします。</p>
議	長		<p>次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。14番、本澤委員。</p>
1	4	番	<p>14番、本澤です。9項の調査について報告をいたします。</p> <p>なお、この調査には、近藤委員、小嶋・横田両推進委員さんの協力の下、調査してまいりました。</p> <p>譲受人は、鹿嶋市在住、建設業兼太陽光発電事業会社の代表取締役の男性です。譲渡人は、市内小貫在住の農業の女性です。申請事由として、営農型太陽光発電設備を設置するに当たり、小貫地内の田んぼ2,049平米のうち1,244平米の上空部分に区分として地上権の設定であります。平成31年より事業化となりまして、今回で2回目の更新になり、調査の結果は何ら問題なく許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議よろしく願いをいたします。</p>
議	長		<p>調査の結果は、太陽光の地上権の設定ということで、2回目の申請ということで、何ら問題もなく許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員		<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長		<p>異議なしと認め、9項は原案のとおり可決をいたします。</p>
議	長		<p>次に、10項の調査委員より調査の報告を求めます。7番、飯島委員。</p>
7	番		<p>7番、飯島です。10項について調査報告いたします。</p> <p>この案件につきましては、風間・関口委員、千ヶ崎推進委員さんと共に調査してまいりました。</p> <p>この案件につきましては、営農型太陽光発電設備の設定期間の更新となるための再設定をしたいということで申請になりました。</p> <p>譲受人は、鹿嶋市在住の建設業兼太陽光発電事業を営む法人の男性の方です。渡人の方は、市内捻木在住の86歳の農業の男性の方です。申請事由は、営農型太陽光発電設備を設置するため、上空部分に区分地上権を設定するものでございます。土地は捻木地内で、畑1,007平米でございます。太陽光発電設備下段につきましては、榊が植栽されており、収穫されております。農地法上の一時転用の申請5条の申請も提</p>

出されております。地上権設定の期間は許可日から3年となっております、調査の結果、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議長 調査の結果は、再設定ということでございます。下は柵を作っているそうです。何も問題もないということでした。許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、10項は原案のとおり可決いたします。

（議案第2号）

議長 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。

事務局 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和7年1月24日提出、行方市農業委員長 椎名勇。

案件につきましては第2項までとなっております。

事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。

議長 1項、2項は関連がありますので、一括審議といたします。調査委員より調査の報告を求めます。3番、大原委員。

3 番 3番、大原です。議案第2号の1項、2項は関連しますので一括でご報告いたします。

調査については、阿部委員、山崎推進委員と調査してまいりました。

目的については、子どもたちと生活様式が異なるため、新たに自己用住宅進入路のためです。新築及び既存の住居それぞれに路地を持っていないければ建築基準法上、必要となりますので、その確保のためです。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議長 調査の結果は、問題がないものということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、1項、2項は原案のとおり可決いたします。

（議案第3号）

議長 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和7年1月24日

提出、行方市農業委員長 椎名勇。  
案件につきましては第2項までとなっております。  
事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。  
以上です。

議 長 1項ごとに審議をいたします。調査員より調査の報告を求めます。14番、本澤委員。

1 4 番 14番、本澤です。第1項の調査についてご報告をします。  
この調査には、近藤委員、そして小嶋・横田両推進委員さん協力の下、調査をしてみました。

3条の第9項と同じく譲受人は、鹿嶋市在住、建設業兼太陽光発電事業の会社の代表の男性です。譲渡人は、市内小貫在住の農業の女性です。申請の事由として、小貫地内の田2,049平米のうち9.68平米を太陽光発電事業、ソーラーシェアリングによるパネル架台設置の橋脚の部分を3年間の一時転用する賃貸借の設定です。営農型ですので、残りの農地には榊が生植されていて、順調に生育し、周辺もきれいに整地されておりました。ただ、昨年度は販売に少し苦労したとのことでした。関係書類も整っており、許可相当と調査をしてみました。皆様のご審議、よろしくお願いたします。

議 長 調査の結果は、関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。7番、飯島委員。

7 番 7番、飯島です。2項の調査報告をいたします。  
この案件につきましては、風間・関口両委員さんと千ヶ崎推進委員さんと共に調査をしてみました。

この案件につきましては、3条の事項でも説明しました案件と同様でございます。また、太陽光発電設備の設定期間の更新となるため、再設定をしたいというところでのございます。譲受人の方は、鹿嶋市内において建設業兼太陽光発電事業を営む法人の男性の方でございます。渡人は、市内の捻木在住の86歳の農業の男性の方です。土地は捻木地内の畑1,007平米のうち8.25平米で、申請地には営農型太陽光発電設備で許可日から3年間の一時転用でございます。区分は、賃貸借権の設定です。パネル架台は60本、1.08平米、フェンス144メートル、7.02平米、はフェンス杭は75本で0.15平米、8.25㎡の一時転用になります。営農計画書も提出されており、太陽光発電設備下部については榊が作付されており、収穫、それから区分は地上権の設定がございまして、調査の結果、何の問題もなく許可相当と調査をしてみました。皆様のご審議、よろしくお願いたします。以上です。

議 長 調査の結果は、何の問題もなく、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議 員	長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め2項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第4号)
議 長		次に、議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定について、を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定について、下記のとおり証明願があったので提案する。令和7年1月24日提出、行方市農業委員会会長 椎名勇。 別紙、資料ナンバー1をご覧いただきたいと思います。 行方市長より農業委員会会長宛てに農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見を求められております。計画案は、令和7年3月1日始期新規の14件35筆、7万5,132平米となります。詳細につきましては、次のページ、一覧表でご確認いただきたいと思います。以上です。
議 全 議 員	長	お願いいたします。ご異議ございませんか。
	長	異議なし。(全員一致)
	長	異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定については原案のとおり決定といたします。
		(報告第1号) (報告第2号) (報告第3号) (報告第4号)
議 長		次に、報告案件に入ります。
		報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第4号 農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動状況について、以上の報告案件について一括して事務局より説明願います。
事 務 局		報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について、下記のとおり報告する。令和7年1月24日提出、行方市農業委員会会長 椎名勇。 こちらは農地中間管理機構の特例事例のため、所有権移転となった一覧となります。ご確認をお願いします。 続きまして、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、下記のとおり報告する。令和7年1月24日提出、行方市農業委員会会長 椎名勇。 こちらは、相続によりまして所有権を取得された8名の方の届出の一覧となります。ご確認をお願いします。 続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、下記のとおり報告する。令和7年1月24日提出、行方市農業委員会会長 椎名

勇。

こちらは、合意解約により賃借権を解約した一覧となります。ご確認をお願いします。

続きまして、報告第4号 農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動状況について、下記のとおり報告する。令和7年1月24日提出、行方市農業委員会会長 椎名勇。

こちらは、先月提出いただきました皆さんの活動記録等を集計したものとなります。こちらもご確認をお願いします。以上です。

議 長 報告案件について審議を求めます。ご異議ございませんか。  
全 員 異議なし。（全員一致）  
議 長 異議なしと認めます。  
（閉会宣告） 午後 3時35分

議 長 これにて、本総会に付議された案件の審議は全て終了しました。よって、第1回総会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。